

一般社団法人いわき市薬剤師会役員選出規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、定款第23条の規定に基づく役員を選任に関し、公平かつ円滑な選出を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(役 員)

第2条 この規程における役員とは、一般法人法上に規定する理事及び監事をいう。

(選出の方法)

第3条 会長、副会長及び監事の候補者は、次のいずれかの方法により選出する。

- (1) 役員選出委員会委員の選挙による選出方法
- (2) 役員選出委員会の選考による選出方法
- (3) 候補者推薦による選出方法

(選出方法の決定)

第4条 前条の規定による選出の方法は、会長が役員選出委員会に諮り決定する。

2 役員選出委員会に諮る時期は、役員改選の行われる年の総会の前とする。

(役員選出委員会)

第5条 役員選出にかかる公正な事務を行うため、役員選出委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 委員会の委員数は、原則として25人以内とする。
- (2) 委員は、役員改選の行われる年に任期を有する理事とする。
- (3) 委員長は、委員の互選により決定する。
- (4) 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。

(通 告)

第6条 会長は立候補者の氏名及び被推薦者の氏名を役員改選の行われる年の総会の前
に開催される理事会までに委員会の委員長に通告するものとする。

第2章 選 挙

(選挙による選出方法)

第7条 第3条第1号の規定により選挙による選出を行うときは、立候補の届出を受け

付けたときとし、その方法は次によることとする。

- (1) 会長及び副会長並びに監事に立候補する者は、別に告示する定めに基づき、前任者の任期が満了する年の4月末日までに文書（別記様式第1号）をもって会長に届け出なければならない。
- (2) 立候補の辞退は、選挙当日でも行うことができる。

（投票の方法）

第8条 投票の方法は次の方法とする。

- (1) 投票は、原則として役員改選の行われる年の総会の前に開催される理事会の当日に行うこととする。
- (2) 投票用紙は会長の定めたものを使用する。（別記様式第2号）
- (3) 選挙は委員会委員の投票により1人一票とする。
- (4) 投票の方法は無記名とし、会長候補者については単記制、監事候補者については定数連記制とする。
- (5) 委員長は、委員の中から選挙立会人2人、開票管理人2人を指名し、投票、開票の事務を統轄させる。
- (6) 開票は、投票終了後、各候補者ごとに直ちに行う。

（無効投票）

第9条 次の各号のいずれかに該当する投票は無効とする。

- (1) 前条第1号の用紙を用いないもの
- (2) 立候補者以外の氏名を記入したもの
- (3) 定数を越えた氏名を記入したもの
- (4) 白票
- (5) 判読し難いもの
- (6) 定数連記をしないもの

（当選候補者の決定）

第10条 第8条の規定による投票の結果、会長には投票総数の過半数を得点した者を、また副会長及び監事には取得点数の順位により当選候補者を決定する。

- 2 開票の結果、最下位当選得点数が同数のものが2人以上の場合には、委員長は同数得点者の中から抽選により当選候補者を決定する。
- 3 委員長は、当選候補者が決定したときは、総会の議長に報告しなければならない。

第3章 選考

（委員会の選考による候補者の選出方法）

第11条 第3条第2号の規定により選考による候補者の選出を行うときは、次のとおりとする。

- (1) 委員長は委員会を開催し、委員会において候補者を選考する。
- (2) 前号による選考は、原則として役員改選の行われる年の総会の前に開催される理事会の当日に行う。

(選考候補者の決定)

第12条 委員長は、委員会において候補者を選考した結果を、総会の議長に報告しなければならない。

第4章 推 薦

(推薦による候補者の選出)

第13条 第3条第3号による候補者の選出を行うときは、次のとおりとする。

- 2 候補者の推薦は、別に告示する定めに基づき、会員の中から、会員3人以上が連署した文書（別記様式第3号）をもって前任者の任務が満了する年の4月末日までに会長に届出るものとする。

(推薦候補者の決定)

第14条 委員長は、第6条の規定により通告があったときは委員会を開催し、被推薦者がそれぞれの定数に達しているときは、その信任を当該委員会に諮り推薦候補者を決定し、総会の議長に報告しなければならない。

- 2 被推薦者がそれぞれの定数を超過しているときは、第7条から第10条までの規定を準用する。

第5章 その他

(副会長候補者の選出)

第15条 副会長の候補者は、4人以内とし第3条各号の規定により選出する。

(理事候補者の選出)

第16条 理事の候補者は、会長が指名、推薦し、その信任を委員会に諮り推薦候補者を決定する。

第17条 通告及び理事候補者の決定については、第6条及び第14条の規定を準用する。

(総会による選任)

第18条 前条までの規定により各候補者が選出され、委員長より報告を受けた総会の議

長は、これを総会に諮り各役員に選任することの同意を得なければならない。

(委 任)

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が理事会に諮り定める。

附 則

- 1 この規程は、平成8年9月12日から施行する。
- 2 委員会の委員長が決定されるまでの間の委員会の招集は会長が行う。
- 3 この規程は、一般社団法人いわき市薬剤師会の設立の登記の日（平成26年4月1日）から施行する。
- 4 この規程は、平成27年2月18日から施行する。（一部改正）